

# 第7章 その他資料

## 1 離島・過疎地域自立促進特別事業実績

(単位：千円)

事業箇所	事業名	年度	補助率	事業費総額	補助金額	備考
鳩間島(竹富町)	離島振興コミュニティセンター建設	62～63	1/2	44,250	19,582	建物延面積210.12㎡、RC造り平屋
波照間島(竹富町)	かん水淡水化施設整備	63	1/3	240,000	26,666	施設能力 240m <sup>3</sup> /日
波照間島(竹富町)	簡易水道施設整備	2	8/10	71,000	7,889	水源(井戸)の確保
与那国島	ゴミ処理施設整備	4	1/3	225,000	37,500	処理能力 5.0t/日
波照間島(竹富町)	船客ターミナル建設	5	1/2	94,760	36,270	建物面積 260.8㎡、RC造り1階建て
波照間島(竹富町)	海水淡水化施設整備	6	1/3	240,000	19,424	処理能力 230m <sup>3</sup> /日
与那国島	簡易水道施設整備	7～8	1/3	569,002	47,032	水源開発(取水施設)、導水施設
石垣島(石垣市)	アジア民族芸能祭いしがき'97～'98の太鼓	9	1/2	28,465	5,000	イベントの開催
西表島他(竹富町)	空き缶リサイクルプレス車購入	11	1/2	17,259	8,600	空き缶リサイクルプレス車1台
小浜島(竹富町)	農業気象情報システム設置事業	12	1/2	25,690	10,000	小浜島：子局(気象ホット)、竹富町役場内：親局
与那国町	リサイクル推進機材整備整備事業	17	1/2	7,134	3,500	圧縮梱包機、コンテナ、メッキカゴ、保管庫
石垣市	火葬場改修事業	19	1/2	18,560	6,000	火葬炉耐火材張替、バーナー取替、霊柩車改造等
合計				1,581,120	227,463	

資料：企画部 地域・離島課

注) 1. 補助率は市町村負担額に対するものである。(※は沖縄本島の過疎地域)

2. 平成16年度以前は「離島・過疎地域振興特別事業」

3. 「事業内容」離島・過疎地域市町村の実施する生活環境施設の整備及び既存施設の有効活用のための事業に対し補助を行い、離島過疎地域の自立促進を図る。(平成19年度をもって事業終了)

## 2 沖繩体験滞在交流促進事業実績

### (1) 沖繩体験滞在交流促進事業

年度	市町村名	総事業費	事業名	ソフト事業	ハード事業	施設面積
13～14	竹富町 (西表島)	449,183	アドベンチャーランド西表 整備事業	①体験プログラム作成 ②観光ガイド養成講座 ③ワークショップ開催 ④ガイドブック作成 ⑤ホームページ作成 等	①海人の家(白浜地区) ②イレンティーフタデムラ (ペンション村(10棟)干立地区)	1,109㎡
17～18	石垣市	サンゴ 礁保全 活動体 験事業	13,264	・オニヒトデ駆除 ・マングローブ植樹 ・月桃植樹	・サバニクルーズ	

資料：企画部 地域・離島課

注) { 貢献活動・・・地域外の住民と地域住民が一体となって行う、地域の自然や文化の保全・創造などのボランティア的な活動  
 交流活動・・・貢献活動と併せて行う、地域外の住民と地域住民の交流活動

### 3 離島活性化関連事業の概要

(単位：千円)

年度	事業名	事業概要	事業主体	補助率	総事業費	(うち国庫)	備考
H24～25	バイオマス資源活用コージェネレーションシステム構築事業	離島地域における廃棄物の適正処理の促進及び低炭素社会の実現を図るため、建設廃棄物の木くず等を燃料として発電を行うことで循環資源エネルギーの地産地消に取り組み、売電による処理コストの軽減により自己完結型の循環資源システムを構築する。	県	国8/10	584,483	(467,586)	沖縄振興特別推進交付金事業
H24～	複式学級教育環境改善事業	個々の学年に応じたきめ細かな指導を実現するため、離島等における8名以上の複式学級を有する小学校へ学習支援員としての非常勤講師を配置し、児童生徒の「確かな学力」の向上を図る。	県、市町村	国8/10	92,495	(73,995)	沖縄振興特別推進交付金事業
H24～	島しょ型福祉サービス総合支援事業	小規模離島における介護サービスの提供確保・基盤拡充を図るために、事業運営に要する経費や島外事業所からの職員派遣に要する経費を支援する。	県	国8/10	84,860	(67,888)	沖縄振興特別推進交付金事業
H24～	専門医派遣巡回診療及び遠隔医療支援事業	離島に住む住民が、島内で専門医の診察を受診できるようにするために、離島診療所において専門医による巡回診療を実施する。	県	国8/10	46,393	(37,113)	沖縄振興特別推進交付金事業
H24～	離島・へき地における学習支援事業	離島の生徒の高校進学を支援するために、学習環境の改善する取組を実施し、学力向上を図る市町村へ補助する。	市町村	国8/10 県1/10	18,262	(14,609)	沖縄振興特別推進交付金事業
H24～	沖縄離島体験交流促進事業	将来を担う児童生徒が離島の重要性、特殊性及び魅力に対する認識を深めるとともに、沖縄本島と離島との交流促進による離島地域の活性化を目的として、沖縄本島の児童生徒を離島に派遣し、地域の人々や児童生徒との交流のもと、体験学習や民泊等を実施する。	県	国8/10	126,454	(101,163)	沖縄振興特別推進交付金事業 ※ただし、H23年度までは、沖縄離島活性化特別事業として実施した。
H24～	離島特産品等マーケティング支援事業	外部専門家を効果的に活用し、離島地域の企業等において販売戦略を構築し、実施できる人材の育成を支援することにより、特産品等の販売拡大を促進する。	県	国8/10	66,833	(53,466)	沖縄振興特別推進交付金事業 ※ただし、H23年度までは、沖縄離島活性化特別事業として実施した。

#### 上記のほか

- ・地域貢献・交流による沖縄体験滞在交流促進事業（沖縄特別振興対策調整費）
- ・沖縄離島振興特別対策事業（内閣府事業）
- ・沖縄振興開発金融公庫の融資制度創設・拡充（沖縄振興開発金融公庫）

※沖縄離島戦略的情報発信支援事業、沖縄離島体験交流促進事業、離島特産品等マーケティング支援事業、離島特産品販売・開発支援事業、離島地域着地型観光推進事業、離島活性化情報通信システム整備促進事業、沖縄県南北大東地区ブロードバンド環境緊急整備事業、沖縄県離島地区情報通信基盤環境調査事業、沖縄振興特別推進交付金事業については、予算額を記載している。

# ＜参考1＞自然・伝統文化を活かした交流促進事業について

単位：千円

市町村	事業名	事業概要	
		平成20年度	平成21年度
1 竹富町	西表産業遺産ラ イトアップ事業	<p>●事業の概要 2007年に「近代化産業遺産群」として認定された西表島の炭坑施設跡について、新たな観光資源として活用するための調査等を実施し、地域の活性化に繋げる。</p> <p>●取組内容 ・産業遺産についての歴史・学術・地域資源に関する調査・整理 ・シンポジウムにより西表島の自然、歴史の理解を深め、地域への愛着、誇りの醸成を図る</p>	<p>●取組内容 ・炭坑施設跡に関する現地調査、映像情報の収集及び整理 ・観光資源の活用に向けた調査 ・周辺の自然環境も含めた炭坑施設跡の保全と観光活用による地域活性化の検討のためのシンポジウム開催</p>
		●事業費： 8,941 (国庫7,153、県894、町894)	●事業費： 7,996 (国庫6,396、県799、町801)
		●事業費： 10,147 (国庫8,117、県1,015、町1,015)	
2 与那国町	どうなんちまづ くり活性化事業	<p>●事業の概要 地域住民が島の自然や文化の保護活動等に積極的に取り組むことにより、島への愛着や誇りを醸成し、U・Iターンを促進することで、地域の活性化に繋げる。</p> <p>●取組内容 ・与那国島の祭場・祭事及び伝統芸能の継承・保存活動や子どもたちによる学習活動 ・食文化及び伝統工芸品を活用した講習会、体験学習等の活動</p>	<p>●取組内容 ・祭事・芸能の体験交流活動 ・案内板の設置、既存祭場の修復活動 ・島の食文化の調査及び活用 ・伝統工芸品づくり等の体験学習 ・島の自然観察会、講座、各種プログラムの開催</p>
		●事業費 12,000 (国庫9,600、県1,200、町1,200)	●事業費 9,491 (国庫7,592、県949、町950)
		●事業費 6,279 (国庫5,023、県628、町628)	
		<p>●取組内容 ・2年間の成果をガイドブックにまとめ、小中学生用の副読本等として活用する。 ・与那国への来訪者が活用できるようなりふレット作成 ・2年間の自然及び動植物の調査結果に基づき記録集を作成 ・自然・伝統文化・祭事・特産品等をDVD化 ・2年間の取組プログラムに関する情報の構築及びIT講座等の支援を実施し、情報発信に活かす。</p>	

## ＜参考２＞離島地域広域連携推進モデル事業 実施状況

地域	事業名	事業内容
八重山地域	八重山地域国際観光拠点づくり戦略推進プロジェクト (H20～H22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●八重山地域が連携して、国際観光客向けの商品づくりを研究開発し、商品化を行う。</li> <li>○八重山地域国際観光拠点づくり戦略構築推進委員会の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣市、竹富町、与那国町における観光関連事業者及び観光協会、行政、有識者等で構成され、戦略の検討を行う。</li> </ul> </li> <li>○研究会の設置・活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場レベルで検討及び検証するために、アジア市場研究会、欧米市場研究会、受入れ体制研究会を設置し、国際観光商品の研究開発に向けて取り組みを行う。</li> </ul> </li> <li>○広域連携会議の運営               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が計画に沿って運営されているか、効果的に実施されているかを踏る。</li> </ul> </li> </ul>

### ＜参考3＞離島活性化総合支援モデル事業 実施状況

地域	事業者名 (事業年度)	事業名	事業内容
石垣市	石垣市商工会 (H20～H22)	石垣市カーボンマイナ ツア－商品化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カーボンマイナツア－の旅行商品の開発・運営に対する支援</li> <li>●旅行会社との連携とタイアップした旅行商品造成の支援</li> </ul>
石垣市	石垣島マリン レジャー協同 組合 (H21～H22)	マリンレジャーにおけ る ワンストップサービ ス 業 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●修学旅行・研修旅行等への販路拡大の支援</li> <li>●新しいサービスマニエ－の開発支援</li> <li>●団体旅行に対応できる人材育成の支援</li> </ul>
与那国町	有限会社 サンシャトー (H21～H22)	石垣の本月桃と石垣の塩 などを活用したアロマ 化粧品製造事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商品コンセプトやパッケージデザイン等のブランド化に当たっての支援</li> <li>●県外販路開拓支援</li> <li>●市場にマッチした商品づくり、差別化戦略の確立支援</li> <li>●観光関連業者との連携に関する支援</li> </ul>
与那国町	与那国町 漁業協同組合 (H21～H22)	未利用資源活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カジキ、シイラ等を活用した商品開発、パッケージ等の支援</li> <li>●地域ブランディングのための支援</li> <li>●開発した商品（カジキの肉巻きおにぎり、カジキのジャージャーカツオの塩辛、マグロの塩辛）</li> </ul>

## ＜参考4＞ 「沖繩離島振興特別対策事業」の実施状況

市町村名 (事業年度)	事業名	事業内容	事業費(千円) (うち国庫)
竹富町 (H19)	地域資源(もちきび)を活用した雇用創出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●もちきび精選設備(選別機)の整備</li> <li>○ハード整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・もちきび選別設備(選別機)の設置</li> </ul> </li> <li>○ソフト事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の開催</li> </ul> </li> </ul>	24,725 (19,771)
与那国町 (H19～20)	与那国島の水産資源を活用した特産品創出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水産加工施設、冷凍設備の整備</li> <li>○ハード整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工施設の整備、機械設備の設置</li> </ul> </li> <li>○ソフト事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品開発研究、先進地調査</li> </ul> </li> </ul>	H19 15,540 (12,432) ..... H20 102,980 (82,384)

＜参考5＞ 離島活性化専門家派遣事業実施状況（平成17～19年度）

No.	市町村名	平成17年度 実施状況		平成18年度 実施状況		平成19年度 実施状況	
		特産	特産品開発（穀物類を中心に熟帯果樹、薬草等の加工食品）の手法及び消費者ニーズ動向のアドバイス（地域資源活用、マーケティングリサーチ、品質表示等）	—	各島の住民や事業者に向けた講習（セミナー）として、最新のIT事情、HP改善、インターネットを利用した情報発信の方法と、その質を維持するための技術に関するアドバイス	—	インターネットの活用方法等に関する講習会、アドバイス（最新のIT事情、既存HPの改善、情報発信とその質を維持するための技術等）
16	石垣市	—	—	IT	IT	IT	IT
17	竹富町	—	観光関連業種（宿泊、ダイビング、カヌー、エコツアー、運送業）に対する契約や賠償問題等に関する講習（トラブールに関する具体的な発生事例及び対応策等）	その他	地域ブランド構築に関するアドバイス ・自然との共生をテーマに新しい形のリゾート経営を確立した専門によるアドバイス	その他	観光関連業種（宿泊、ダイビング、カヌー、エコツアー、運送業）に対する契約や賠償問題等に関する講習（トラブールに関する具体的な発生事例及び対応策等）
18	与那国町	IT	プロードバンド環境に向けた情報リテラシーの改善及び情報発信のスキル向上（商工会等のHP改善、特産品の販売促進、IT講習会）	IT	インターネットの活用方法等に関するアドバイス（インターネットを活用した販売方法、住民のリテラシー向上のためのIT講習会、個別指導等）	IT	インターネットの活用方法等に関するアドバイス（ITを活用した特産品の販売促進、情報リテラシー向上のための講習会等）
				その他		その他	修学旅行の受入に関するアドバイス

資料：企画部 地域・離島課

\*前年度事業のフォローアップを含む

## ＜参考6＞ 離島地域資源活用・産業育成事業（一島一物語事業）一覽

（単位：千円）

No.	市町村名 (事業年度)	事業名	総事業費	事業内容
1	石垣市 (H17～19)	いしがきトロピカル&ヘルシーブランド創出事業	35,704	パパイヤ、月桃、さとうきびパウダーを活用した特産品開発等(パイザアイス、月桃そぼ他)
2	竹富町 (H17～18)	～島民と残す秘境の島～西表島ブランド化事業	17,422	西表島のブランド価値を損なわない観光利用に関するルールブックの作成等
3	与那国町 (H18～19)	国境の島よなぐに「どなんブランド」創出事業	15,600	カジキを活用した特産品などヨナグニブランド商品の開発等

資料：企画部 地域・離島課

## ＜参考7＞沖縄離島戦略的情報発信支援事業

### 1 事業概要

#### (1) 目的

「いいものがあるが知られていない」、「いいものが何か分からない」などの課題を抱える県外での地名度の低い離島において、島の魅力となる資源（例：景観、特産品、伝統文化等）について、戦略的に情報発信を行うことで、県外での島の知名度の向上を図り、入域観光客数の増加や特産品の売上げ増加に繋げ、離島地域の活性化を図る。

#### (2) 内容

島の魅力となる資源について、島民、委託業者（コーディネーター）及び外部専門家で構成する情報発信推進チームにおいて、調査・分析により島の魅力となる資源を特定し、情報発信戦略の構築による効果的な情報発信を行う。

- ・事業主体：県
- ・補助率：国(内閣府) 8 / 10 (H22・H23は特別調整費)
- ・事業期間：平成22年度～24年度
- ・対象市町村：粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村、多良間村
- ・当初予算：H22年度 30,000千円  
H23年度 52,533千円  
H24年度 66,938千円

### 2 具体的な取り組み

平成22年度から平成24年度までの事業期間に①～③について実施する。

- ①情報発信対象の特定
- ②情報発信戦略の構築
- ③情報発信戦略に基づく情報発信の実施

### 3 実績

[平成22年度]

対象離島市町村の情報発信推進チームにおいて、島の魅力となる資源の洗い出し及び資源リストの作成を行った。

[平成23年度]

資源リストの分析による島の魅力となる資源の特定及び情報発信戦略の構築を行った。

[平成24年度]

平成23年度に構築した情報発信戦略に基づき、5村共同情報発信ウェブサイト及びフェイスブックページ等を中心に、村民による情報発信を実施した。

〈参考8〉平成24年度沖繩離島体験交流促進事業派遣実績

応募小学校	クラス	人数	派遣離島	派遣期間
西原町立西原小学校	5年1・2・3組	112	西表島(西部)	6月13日(水) ～ 6月15日(金)
西原町立西原南小学校	5年1・2組	53	西表島(東部)	
南城市立大里南小学校	5年1・2・3・4組	139	石垣島	7月11日(水) ～ 7月13日(金)
糸満市立糸満南小学校	5年1・2組	73	与那国島	11月19日(月) ～ 11月21日(水)

〈参考9〉平成23年度離島特産品等マーケティング支援事業 実施状況

市町村名	対象事業者名	対象商品及び当該事業における主な活動内容
石垣市	株式会社石垣島かつおだし	【石垣島かつおだし・まぐろだし（粉末）】 ・離島フェア2011におけるテスト販売 ・ふるさと祭り東京におけるテスト販売
	ゴーヤカンパニー有限公司	【島豚ごろごろ】 ・展示会におけるモニタリング ・量販店向け商品の開発 ・地元販売店への販路拡大
	有限会社サンシャトウ	【月桃石鹸】 ・有名百貨店のイベント参加 ・パッケージデザインの改良の検討 ・原料の見直しの検討
	石垣市商工会	【石垣島・南国エシカルウェルネス】 ・エコプロダクツ2011への出展 ・組織づくり ・イメージブック等の製作
	彩友美リゾート(株)	【くろれら麺】 ・第36回沖縄の産業まつり出展 ・2012「沖縄県産品展示商談会」参加 ・離島フェア2012出展 ・阪急、阪神百貨店販路開拓活動
	パスタ家ミーレ (Mile)	【夜空の石垣島ドレッシング】 ・第36回沖縄の産業まつり出展 ・2012「沖縄県産品展示商談会」出展 ・離島フェア2012出展 ・銀座わした販売会出展 ・アグリフード出展
	八重山殖産(株)	【石垣島産ヤエヤマクロレラ】 ・2012「沖縄県産品展示商談会」出展 ・離島フェア2012出展 ・沖銀美ら島商談会参加 ・銀座わした販売会出展 ・スーパーマーケットトレードショー出展
	(株)石垣島かつおだし	【かつお・まぐろだし】 ・第36回沖縄の産業まつり出展 ・2012「沖縄県産品展示商談会」出展 ・離島フェア2012出展 ・NHK福岡（ぐるっと8県）出演（商品アピール） ・沖銀美ら島商談会参加 ・シーフードショー大阪出展 ・銀座わした販売会
	(有)サンシャトウ	【結のこころ 月桃石鹸】 ・第36回沖縄の産業まつり出展 ・2012「沖縄県産品展示商談会」出展 ・離島フェア2012出展 ・銀座わした、札幌わした販売会出展
	(株)石垣の塩	【ミネラルセラピー（新海洋療法）】 ・第36回沖縄の産業まつり出展 ・2012「沖縄県産品展示商談会」出展 ・離島フェア2012出展 ・銀座わした販売会出展
琉球真珠(株)	【黒蝶真珠】 ・離島フェア2012出展 ・販売力強化セミナー受講 ・国際宝飾展視察 ・セレクトショップ「ビームズ」講演会参加	
竹富町	アイランドフーズティダ	【ピーチパインのコンポート～南国大人味～】 ・離島フェア2011への出展 ・ふるさと祭り東京への出店 ・マルシェへの出展 ・販促物の作成、ラベルの見直し
	工房 輝	【西表島産の島材を使った樹の器】 ・第36回沖縄の産業まつり出展 ・2012「沖縄県産品展示商談会」出展 ・離島フェア2012出展 ・クラフトフェア、ウッドイーフェア視察 ・銀座わした販売会出展

## ＜参考10＞離島生活コスト低減実証事業

### 1 事業概要

#### (1) 目的

沖縄県の離島地域は、本土復帰以降、沖縄振興計画等に基づき各種の振興策が講じられてきたが、主要市場から遠く離れ（遠隔性）、広大な海域に散在し（散在性）、小規模離島が多い（狭小性）等の条件不利性に起因する様々な課題を抱えており、沖縄本島地域等との格差が依然として存在していることから、本事業においては、離島住民の割高な生活コストを軽減し、離島の定住条件の整備を図るため、物価差が大きい小規模離島を中心として、沖縄本島と離島の生活必需品の価格差を縮小していくことを目的とする。

#### (2) 内容

離島における割高な生活コストを低減し、離島の定住条件の整備を図るため、沖縄本島から小規模離島を中心とする県内の有人離島へ輸送される生活必需品の輸送経費等を助成する実証実験を行う。

- ・事業主体：県
- ・補助率：国 8 / 10（沖縄振興特別推進交付金）
- ・事業期間：平成24年度～26年度（3年間程度実証実験を実施）
- ・対象市町村：平成24年度 座間味村、渡嘉敷村、北大東村、南大東村
- ・当初予算：H24年度 132,956千円

### 2 具体的な取り組み

沖縄本島から離島へ輸送され、離島の小売店で販売される生活必需品について、対象離島の小売店に生活必需品の卸売業務を行う事業者が負担する沖縄本島から離島までの輸送経費及び離島の小売店への販売経費の一部に対し、補助金を交付する。

## 4 沖繩コミュニティ・アイランド事業実績

(単位：千円)

年度	市町村名	総事業費	事業名	施設等	施設面積
4～5	竹富町 (波照間島)	210,180	サザンクロス交流広場整備 事業	①星空観測タワー ②多目的広場 ③野外ステージ	30,000㎡
9～10	竹富町 (西表島)	364,909	マンタの海ふれあいシッ プ事業	①自然観察体験水中観光船 ②浮き栈橋 ③管理棟	361㎡
10	竹富町 (波照間島)	24,022	サザンクロス交流フェスタ	①宇宙、天体に関するセミナー ②サザンクロスコンサート ③レーザービーム&星空教室	
12～13	与那国町 (与那国島)	373,081	ヨナグニサン自然ふれあい広 場整備事業	①展示資料館 ②自然観察路 ③観察小屋 ④フライイングゲージ	7,281㎡

資料：企画部 地域・離島課

- 注) 1. 市町村名は、事業実施当時の市町村名である。  
 2. 施設面積欄が斜線となっている事業は、沖縄離島交流推進事業（ソフト事業）分である。  
 3. 施設面積は補助対象の面積である。

## 5 島別離島振興総合センター整備状況

市町村名	島名	完成年月日	延床面積 (㎡)	事業費 (千円)	国庫 (千円)	主な施設内容
1 竹富町	西表島	S56. 10. 24	1,080.90	172,295	99,597	集会室、民族資料室、保健室、老人室
2 与那国町	与那国島	S61. 2. 20	1,000.00	273,378	103,773	集会場、研修室、娯楽室

### 備考

- 1 この表は、沖縄開発庁の「離島振興総合センター整備事業」（昭和51年～平成元年度）により整備された離島振興総合センターの整備状況である。
- 2 本センターと類似する施設のない150人以上の人口を有する離島に対し、300㎡～1,500㎡を補助対規模として整備された。
- 3 当初は、人口規模を500人以上としていたが、昭和62年6月10日付け150人以上に改正された。
- 4 150人以下の離島については、県単独事業で「離島振興コミュニティー」として、人口50人以上150人未満の離島（竹富町鳩間島・平良市大神島・伊平屋村野甫島）に対し、200㎡以下を補助対象規模として整備された。

→詳細は、本章「1 離島・過疎地域自立促進特別事業実績」参照

## 6 離島電気供給施設整備事業

離島名	市町村名	布設距離 km	区間	事業主体	施行年度	総事業費 千円	補助対象 事業費 千円	負担区分				備考
								補助対象事業			補助対象外 事業費 千円	
								国庫補助金 千円	県補助金 千円	市町村費等 千円		
鳩間島	竹富町	6.7	西表中野～鳩間	竹富町	S57～58	200,869	183,201	119,081	36,640	27,480	17,668	県 43,000 町 6,408
西表島舟浮	竹富町	4.0	西表白浜～舟浮	竹富町農協	S59～60	188,300	138,892	90,743	27,778	20,371	49,408	(有)牧場 43,000 ヤマリゾート(株) 6,408
新城島	竹富町	7.6	西表～下地～上地	竹富町農協	S61～62	232,241	131,241	86,726	26,248	18,267	101,000	
						1,129,530	961,454	530,436	192,647	134,471	168,076	

- 注) 1. この表は沖繩開発庁の「離島電気供給施設建設事業」(昭和54年～62年度)により整備された海底送電施設の整備状況である。  
 2. 市町村費等の欄の下端( )書きは内数で沖繩電力(株)の分担金  
 3. 補助対象外事業の負担区分は、備考欄に記載

## 7 総務省補助事業の実績

### 過疎地域活性化推進モデル事業

(単位：千円)

年度	市町村・団体名	事業内容	総事業費	国庫	県費
平成6年度	竹富町	天文タワー完成PRイベント	11,294	5,150	2,575

### 高齢者コミュニケーションセンター建設事業

(単位：千円)

年度	市町村・団体名	事業内容	総事業費	国庫
昭和57年度	竹富町	高齢者の多目的な利用に適した施設 (高齢者コミュニケーションセンター)の整備	68,192	9,700

### 過疎地域自立活性化推進交付金事業

(単位：千円)

年度	市町村・団体名	事業内容	総事業費	国庫
平成24年度	竹富町	島産エネルギーを活用した雇用創出	10,000	10,000

※平成24年度については予算額を記載。

## 8 離島フェア開催実績

年 (回数)	入場者数 (人)	出展数 (業者・団体)	総売上額 (万円)	県外からの参加	島おこし奨励賞		優良特産品	
					個人	団体	優秀賞	特別賞
1989 (第1回)	67,000	74	3,053	台湾花連市(民俗舞踊) 奄美大島(島唄) 八丈島(八丈太鼓)	-	-	-	-
1990 (第2回)	75,000	94	5,573	金澤栄社中(津軽三味線) 屋久島(益救神太鼓) 八丈島(八丈太鼓)	-	-	-	-
1991 (第3回)	81,000	100	6,117	韓国(民俗舞踊) 佐渡島(鬼太鼓)	-	-	-	-
1992 (第4回)	78,000	103	5,708	韓国(民俗舞踊) 種子島(ヨンシー)	-	-	-	-
1993 (第5回)	84,000	113	6,885	-	-	-	-	イカの塩辛(勝連町) もずく佃煮(伊平屋村)
1994 (第6回)	94,000	114	7,568	-	-	-	-	もずくようかん(伊是名村) 博愛漬け3点セット(上野村) ハム・ハニカ(下地町)
1995 (第7回)	104,000	109	8,044	-	-	-	-	大東ようかん(南大東村) 宮古ハム・ソーセージ(上野村) アース佃煮(竹富町) ヤブアボカド・茶托(石垣市)
1996 (第8回)	58,000	113	5,935	フィリピン(民俗舞踊) 佐渡島(鬼太鼓) 用郷友会(奄美の八月踊り) 鹿児島県名瀬市(特産品出展)	平田 大一(竹富町小浜島) 佐渡山正光(平良市)	-	-	もずくもずちやん(伊是名村) ハム・ソーセージの甘酢漬(下地町) 石垣島のポトトナス(石垣市)
1997 (第9回)	112,000	118	9,096	奄美大島(島唄) 鹿児島県名瀬市(特産品出展)	川瀬信子(平良市) 興那国光子(竹富町)	-	-	海の幸(伊良部町) パッパルツ(平良市) あさぎのり・あんだみず詰め 合わせセット(伊是名村)
1998 (第10回)	115,000	124	8,825	奄美大島(島唄) 宮崎県(〃) 長崎県五島列島(チャンコロ) 鹿児島県名瀬市(特産品出展)	上地安規(宮古島) 蔵下芳久(石垣島)	-	-	いげな漬(伊是名村) 変型皿セット(下地町)
1999 (第11回)	124,000	116	7,648	奄美大島(島唄) 鹿児島県名瀬市(特産品出展)	平良 栄康(宮古島) 平良 正吉(宮古島)	-	-	まぐろジャーキー(渡嘉敷村) アロエ入りおしいたれ(下地町) 組立式三線(平良市)
2000 (第12回)	126,000	131	7,803	奄美大島(島唄) 青森県(津軽三味線) アメリカ(ハニカ・ソープ・ヨーグルト) 鹿児島県名瀬市(特産品出展)	曾我定治(石垣市) 知念正光(伊江村)	-	-	磯の香り油みそ(伊是名村) みぞくッキー(具志川村) みつちやん家のタコくんイカちやん(石垣市) 花飾り(石垣市) ミンサーウエア(石垣市)

## 8 離島フェア開催実績

年 (回数)	入場者数 (人)	出展数 (業者・団体)	総売上額 (万円)	県外からの参加	島おこし奨励賞		優良特産品	
					個人	団体	優秀賞	特別賞
2001 (第13回)	(台風接近のため当日のイベントは中止)				平良朝幸(仲里村) 平良清子(平良市)	伊江村農山漁村生活研究会(伊江村) 在沖与那国郷友芸能愛好会(与那国町)	パッションフルーツ(石垣市) きびみそ(渡名喜村) ミンサンウエア(石垣市)	雪塩(上野村) もちきびかりんとう(粟国村)
2002 (第14回)	129,000	106	6,017	鹿児島県名瀬市(特産品出展)	興儀栄功(平良市) 久高照子(伊良部町)	-	-	萬生瓜(鹿間味村)
2003 (第15回)	(台風接近のため当日のイベントは中止)				-	八重山農林高等学校(石垣市) 手づくり工房でいご館(平良市)	伊江島のシモンゼンペル(伊江村) おぼあおの珈琲さあ(うーじキヤマメル)(平良市) 自然梅塩 石垣の塩(石垣市)	そてつ美そ(粟国村)
2004 (第16回)	121,000	95	5,490	鹿児島県名瀬市(特産品出展)	山川朝源(与那国町)	宮古農林高等学校農工学科(平良市) 宮古サッカークラブ協会(平良市) いせな88トライアスロン大会実行委員会(伊是名村)	とかしき島むんフルーツゼリー(渡嘉敷村) 葉面散布材ウルカル(与那国町)	伊江島アイスクリーム(伊江村) 幸ちやん4点セット(伊良部町)
2005 (第17回)	119,000	102	5,208	鹿児島県名瀬市(特産品出展)	-	伊江島一周マラソン大会実行委員会(伊江村) 渡名喜小、中学校(渡名喜村) 与那国島音楽祭実行委員会(竹富町) 与那国島国際カジキ釣り大会実行委員会(与那国町)	かみややーき小ヘルシーかまぼこ(石垣市)	ゴートシヤキしやしき漬け「フレ味、ハーブ味、唐辛子味」(五垣市) ウエストポーチ(石垣市) トゴソルト・ゴート・ハーブ 竹かりんとう(宮古島市)
2006 (第18回)	133,000	98	5,355	鹿児島県奄美市(特産品出展)	-	リヂャーズエイバル実行委員会(宮古島市) 小浜青年会(竹富町)	八重山かまぼこパッションフルーツ(石垣市) 石垣の塩ちんすこう(石垣市) 琉音(久米島町)	クーキ各種「マンゴーチーズ・泡盛パイ ン・黒糖バナナ」(石垣市) ぎんねむ萬金「ルシーナ・ゴールド 粒 状・茶」(石垣市)
2007 (第19回)	127,000	100	5,648	鹿児島県奄美市(特産品出展、島唄)	-	伊平屋ムーンライトマラソン実行委員会(伊平屋村) マルタ工芸(石垣市)	ローゼンコックチキ(宮古島市) 自家製麺(長命草ハボカクシ)・よもぎ 麺(石垣市)	くろちゃんぼう(宮古島市) こーやーじヤム(宮古島市) もちきびちんすこう(渡名喜村)
2008 (第20回)	134,135	96	5,647	鹿児島県奄美市(特産品出展、島唄)	-	高尻自治会(宮古島市) 白保日曜市運営組合(石垣市) 久米島マラソン実行委員会(久米島町)	慶良間で真っ赤に染ったローゼルジャム (鹿間味村) にしんポリポリ(渡名喜村)黒糖キヤラ メルバウンドケーキ(伊平屋村)	宮古島やわらかキキメイト(マゴ-&トゴフ レー) (宮古島市) 海霧ウイニング(鹿間味村) 冬瓜漬(伊是名村) 長命草(ぼたぼた)粉末(与那国町)
2009 (第21回)	128,555	102	5,652	鹿児島県奄美市(特産品出展)	-	美ぎ島ミュージックコンベンション実行委員会(宮古島市) 南の島の星まつり実行委員会(石垣市) 久米島ホテルの会(久米島町)	星に願いを(石垣市) 南大東島の海鮮タコライス(南大東村)	黒糖ドレッシングもろみ黒胡椒(石垣市) もずくのたまご・島トウモロコシ入りもずく のたまご(タマゴ掛けご飯専用モズク佃 煮)(伊平屋村) くめじまん美ら泡石けん(久米島町)

資料：離島フェア開催実行委員会事務局

## 8 離島フェア開催実績

年 (回数)	入場者数 (人)	出展数 (業者・団体)	総売上額 (万円)	県外からの参加	島おこし奨励賞		優良特産品	
					個人	団体	優秀賞	特別賞
2010 (第22回)	113,410	117	5,172	鹿児島奄美市(特産品出展)	當山清林(渡嘉敷村) 池田卓(竹富町)	チャリテイーフューエスタ実行委員会(宮古島市) 沖縄県立人重山農林高等学校 食品製造科プロジェクトチーム(石垣市) 特定非営利法人島の風(伊是名村) 舟浮音祭り実行委員会(竹富町)	宮古島マンゴージュレ(宮古島市) 伊江島らっきょうドレッシング(伊江村) カジキのカンダダイユ(与那国町)	島ちゃんすこう(石垣市) パッションフルーツジュース100%(石垣市) 黒糖恋乳・黒糖恋乳キャラメル味(伊平屋村)
2011 (第23回)	130,365	106	4,997	鹿児島奄美市(特産品出展)	島仲久(竹富町) 宮古島まもる君(宮古島市)	「人魚の里」星野夏まつり実行委員会(石垣市) 渡嘉敷村青年会(渡嘉敷村) 座間味島フェア感謝月間実行委員会(座間味村) 伊江漁協協同組合(伊江村)	イエラムサンタマリア(伊江村) Zu Pate(ズ・パテ)(バジルノブレーン)(宮古島市)	極糖泡盛パウンドケーキ(宮古島市) 洋風四盛(宮古島市) 夜空の石垣島ドレッシング(石垣市) 津堅島にんじんパウンドケーキ(うるま市) 久米島美人みそ コラーゲン入り(久米島町)
2012 (第24回)	148,685	104	5,494	鹿児島奄美市(特産品出展)	-	一般社団法人伊江島観光協会(伊江島村) 慶留間青年会(座間味村)	オキナワソノトラム(オキナワソノモヒー ト・オキナワソノリブレ)(伊江村) さまみの山椒酒(座間味村) 島のマルト(マンゴー・グリーンマンゴー・黒糖)(宮古島市)	アサヒガ二汁セット(伊平屋村) 完熟パイナップル＆シュークリーム(渡嘉敷村) 宮古島ガレットセット(紫芋&マンゴー)(宮古島市) 三線立て(3丁立て)(宮古島市)

資料：離島フェア開催実行委員会事務局

## 9 離島・過疎地域ふるさとづくり支援事業実績

(単位：千円)

年度	市町村名	事業名	事業区分	補助金額	事業費
H11	与那国町	姉妹都市親善交流事業	人材育成事業	1,800	3,733
H13	竹富町	「ちゅらさん」祭	地域戦略イベント事業	5,000	11,752
	与那国町	第12回日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会	地域戦略イベント事業	3,500	9,317
H14	石垣市	健康食品薬草開発調査事業	プログラム策定事業	3,750	7,502
	与那国町	姉妹都市交流親善事業	人材育成事業	1,755	14,077
H16	石垣市	ゆらていく白保村体験事業	プログラム策定事業	3,000	6,004

資料：企画開発部 地域・離島振興局 地域・離島課 (現：企画部 地域・離島課)

注) 1. 平成10年度から13年度までは、離島・過疎地域ふるさと活性化推進事業

2. [事業の内容] 離島・過疎地域の有する豊かな自然環境や伝統文化等を有効な地域資源として活用し、地域住民が主体となって取り組む地域づくりのためのソフト事業に対して補助する。(H16年度をもって事業終了)

# 10 辺地対策事業債市町村別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

(単位：千円)

市町村名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
竹富町	113,200	165,000	137,900	446,000	278,900	1,141,000
与那国町	12,900	36,800	112,600	52,300	118,200	332,800
石垣市	525,000	604,400	636,400	331,400	517,600	2,614,800

資料：企画部 地域・離島課

# 11 過疎対策事業債市町村別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

（単位：千円）

市町村名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
竹 富 町	9,000	15,800	0	86,000	221,500	110,800
与 那 国 町	0	0	27,000	377,200	56,800	404,200
石 垣 市						

資料：企画部 地域・離島課

## 12 辺地対策事業債施設別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

（単位：千円）

年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
産業振興施設	1 法人に対する出資						
	2 市町村道・橋りょう		34,900	39,000			73,900
	3 農道・林道		14,200	13,200			27,400
	4 林業用作業路						
	5 漁港・漁港関連道						
	6 港湾施設						
	7 地場産業振興施設	11,800	95,400	41,500	425,300	75,300	649,300
	8 観光・レクリエーション施設	311,100	467,700	565,600	87,100	164,300	1,595,800
	9 農林漁業経営近代化施設	721,100	463,100	594,200	523,300	660,700	2,962,400
	10 商店街振興施設						
	小 計	1,044,000	1,075,300	1,253,500	1,035,700	900,300	5,308,800
交通通信施設	11 市町村道・橋りょう	421,600	455,500	302,500	209,200	409,400	1,798,200
	12 農道・林道	27,500	66,500	51,800	7,200	5,100	158,100
	13 電気通信施設	62,500	30,100	34,400	59,300	68,800	255,100
	14 自動車・雪上車						0
	15 渡船施設				50,000	100,000	150,000
	16 除雪機械						0
小 計	511,600	552,100	388,700	325,700	583,300	2,361,400	
厚生施設	17 下水処理施設	24,500	39,000	45,700	173,300	206,800	489,300
	18 消防施設	26,900	119,600	1,700	1,800	27,600	177,600
	19 高齢者福祉増進施設		115,800				115,800
	20 保育所・児童館		118,900	107,500	20,000	15,000	261,400
	21 認定こども園						
	22 母子健康センター						0
	23 診療施設			26,700			26,700
	24 簡易水道施設（飲用水供給施設）				43,000	107,400	150,400
小 計	51,400	393,300	181,600	238,100	356,800	1,221,200	
教育文化施設	25 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎						
	26 図書館						
	27 市町村立の幼稚園						
	28 へき地集会室	19,700					19,700
	29 小規模校校舎						
	30 学校給食施設	15,600	35,600				51,200
	31 教職員住宅		20,400	15,700	19,500	162,200	217,800
	32 通学施設	5,000					5,000
	33 公民館	80,000		75,000			155,000
	34 その他の集会施設	193,500	50,000				243,500
	35 住民のレクリエーション施設						
36 地域文化振興施設							
小 計	313,800	106,000	90,700	19,500	162,200	692,200	
集落設備	37 移転跡地						
	38 移転先地						
	39 定住促進団地						
	小 計						
40 電灯用電気供給施設						0	
41 自然エネルギーを利用するための施設・設備							
42 過疎地域自立促進特別事業							
合 計	1,920,800	2,126,700	1,914,500	1,619,000	2,002,600	9,583,600	

資料：企画部 地域・離島課

### 13 過疎対策事業債施設別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

(単位：千円)

施 設		年					合 計
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
産業振興施設	1 法人に対する出資						0
	2 市町村道・橋りょう	76,400	41,900	88,400			206,700
	3 農道・林道	6,100	13,900	11,900	14,900	87,000	133,800
	4 林業用作業路						0
	5 漁港・漁港関連道	15,100	11,500	8,300	35,600	19,500	90,000
	6 港湾施設				198,400		198,400
	7 地場産業振興施設	46,300				315,800	362,100
	8 観光・レクリエーション施設	156,300	215,500	115,500	235,300	64,800	787,400
	9 農林漁業経営近代化施設	111,400	23,800	12,800	76,500	89,000	313,500
	10 商店街振興施設			4,500			4,500
	小 計	411,600	306,600	241,400	560,700	576,100	2,096,400
交通通信施設	11 市町村道・橋りょう	402,000	331,900	364,900	206,100	261,600	1,566,500
	12 農道・林道						0
	13 電気通信施設	9,600	100,000			498,800	608,400
	14 自動車・雪上車			15,100		5,400	20,500
	15 渡船施設						0
	16 除雪機械						0
	小 計	411,600	431,900	380,000	206,100	765,800	2,195,400
厚生施設	17 下水処理施設	29,300	41,000	30,600	22,400	19,700	143,000
	18 消防施設		17,100	2,100	67,300	81,200	167,700
	19 高齢者福祉増進施設					27,000	27,000
	20 保育所・児童館	6,500		23,000	26,300	18,100	73,900
	21 認定こども園(※)						0
	22 市町村保健センター等						0
	23 診療施設				14,900		14,900
	24 簡易水道施設(飲用水供給施設)	59,500	59,900	25,200	61,300	80,900	286,800
小 計	95,300	118,000	80,900	192,200	226,900	713,300	
教育文化施設	25 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎				563,600	751,700	1,315,300
	26 図書館(※)						0
	27 市町村立の幼稚園(※)					19,700	19,700
	28 へき地集会室						0
	29 小規模校校舎						0
	30 学校給食施設				23,000		23,000
	31 教職員住宅			27,900			27,900
	32 通学施設		19,500				19,500
	33 公民館						0
	34 その他の集会施設	283,900	544,300	158,700			986,900
	35 住民のレクリエーション施設	29,500		240,900	35,600		306,000
	36 地域文化振興施設	3,400	3,400	1,800	4,000	2,900	15,500
小 計	316,800	567,200	429,300	626,200	774,300	2,713,800	
集落整備	37 移転跡地						0
	38 移転先地						0
	39 定住促進団地					46,600	46,600
	小 計	0	0	0	0	46,600	46,600
40 電灯用電気供給施設							0
41 自然エネルギーを利用するための施設・設備(※)							0
42 過疎地域自立促進特別事業(※)					421,500	591,700	1,013,200
合 計		1,235,300	1,423,700	1,131,600	2,006,700	2,981,400	8,778,700

資料：企画部 地域・離島課

注) 平成22年度より21、26、27、41、42が追加。「過疎地域自立促進特別措置法」の改正によるもの。

要件緩和により・・・「25統合校舎・・・」は「25小・中学校校舎・・・」へ施設名変更

## 14 戦略的かつ重点的プロジェクト

採択年度	事業年度	市町村名	プロジェクト名	事業内容	合計 (うち特別 分)	過疎債充当額								
						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
H3 ～ H4	H3 ～ H4	上野村	上野村ドイツカントリーパーク建設事業	キンダーハウス(子供館) 延床面積 436.44㎡ ・多目的ホール ・図書室 ・展示室	189.5 (173.7)	79.5 (79.5)	110.0 (94.2)							
H4 ～ H6	H4 ～ H6	今帰仁村	今帰仁村歴史文化センター建設事業	歴史文化センター 延床面積 2,099.12㎡ ・展示室 (3室) ・研修室、閲覧室 ・収蔵庫	470.7 (167.2)	27.4 (27.2)	302.8 (140.0)	140.5						
H5 ～ H7	H6 ～ H7	上野村	上野村産業振興センター整備事業	産業振興センター 延床面積 693.94㎡ (ドイツ文化村内) ・農産物加工室 ・ハム、ソーセージ加工室 ・展示販売室 ・加工品調理提供室	266.2 (199.9)				111.9 (111.9)	154.3 (88.0)				
H9 ～ H11	H9 ～ H11	仲里村 具志川村	久米島自然文化センター整備事業	自然文化センター 延床面積 2096.05㎡ (具志川村内) ・展示室 ・図書室 ・収蔵庫 (3室) ・講堂	470.7 (167.2)							39.0	334.0 (230.0)	355.6 (170.0)

<戦略的かつ重点的プロジェクトの概要>

1. 対象地域  
過疎市町村
2. 事業内容

過疎地域からの脱却のため真に過疎地域の活性化に資する事業に先進的に取り組んでいる過疎市町村の過疎対策事業を積極的に支援するため、当該事業について過疎対策事業債を特別枠として配分する。過疎地域市町村の自主的・主体的な取り組みを尊重する観点から、市町村単独事業を主な構成要素としついで補助事業も効果的に活用するものである。

## 15 特定地域における若者定住促進等緊急プロジェクト

採択年度	事業年度	市町村名	プロジェクト名	事業内容	事業費	実績額					
						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
H5	H5	国頭村	やんばる自然体験とふれあいの里整備事業	(地総債) ・遊歩道 ・キャンプ場 ・アクセス道路 ・コミュニティ施設 (過疎債) ・観光物産センター	(974.2)	105.8	336.3	84.9	145.9	78.5	
	527.0 255.4 69.8 122.0 (1,093.0) 1,093.0 (285.4) 一般財源				4.8						
H6	H6	伊是名村	歴史と交流のときわの島整備事業	(地総債) ・尚門王御庭公園 ・臨海ふれあい公園 (過疎債) ・ふれあい宿泊交流施設 ・観光物産センター ・体育館 ・屋内プール	(898.8)	22.5	164.9	282.2	160.6	159.8	
	187.4 711.4 (1,546.0) 310.0 245.0 631.0 360.0 (188.2)										
H7	H7	今帰仁村	リフレッシュアリーパーク なまじん整備事業	(地総債) ・子ども広場 ・ふれあい広場 (過疎債) ・屋内スポーツセンター	(349.0)		4.9	465.0	687.0	116.5	94.1
	121.4 227.6 (636.4) 636.4 (97.8) 一般財源					9.6		63.5	60.4		
	H10						112.2	61.6	21.3	40.8	31.5
	H11						448.5	343.1	386.7	217.7	125.6

＜若者定住促進等緊急プロジェクトの概要＞

- 対象地域  
過疎市町村、半島振興対策実施地域、振興山村、豪雪地域、離島地域等
- 事業内容  
地域活性化の担い手である若者層の定住を主たるテーマとするものであり、魅力ある就業の場の確保に資する事業などを幅広く対象とする。
- 事業規模  
複合施設：総事業費5億円以上 単体施設：総事業費2億円以上 (単独事業を主な構成要素とする)

# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
県営畑地帯総合整備事業(県)	○農業用排水・区画整理等 ・受益面積10ha以上 (担い手育成型 10ha以上) (担い手支援型 20ha以上)	75	14.5	10.5	75	16.5	8.5	土地改良法 土地改良事業関係補助金交付要綱	農地水利課
経営体育成基盤整備事業(県)	○区画整理・農道・暗渠排水等 ・受益面積20ha以上	75	14.5	10.5	75	16.5	8.5	〃	〃
県営かんがい排水事業(県)	○農業用排水施設の新設、廃止又は改良 ○ダム建設、畑地かんがい施設等の整備 ・受益面積〔 水田：100ha以上 畑：50ha以上	80	11	9	80	15.5	4.5	〃	〃
県営地域用水環境整備事業(県)	○親水景観保全・利用保全・生態系保全施設等の整備 ・総事業費3千万円以上	2/3	0.4/3	0.6/3	2/3	0.5/3	0.5/3	農村整備事業補助金交付要綱	〃
地域用水環境整備統合補助事業(市町村・土地改良区)	○親水景観保全・利用保全・生態系保全施設等の整備	2/3	0.4/3	0.6/3	2/3	0.5/3	0.5/3	農村整備事業統合補助金交付要綱	〃
県営通作条件整備事業(県)	○農道の新設、改良 ・受益面積50ha以上(過疎地域30ha以上) ・車道幅員4.5m以上(過疎地域4.0m以上)	85 (85)	7.5 (15)	7.5 (0)	85 (85)	10.5 (15)	5.0 (0)	土地改良法 農道整備実施要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱	農村整備課 ※負担割合の( )書きは、過疎地域
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	○農業生産基盤整備 ①農業用排水施設②農道 ③暗渠排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥農用地保全 ⑦農地造成 ⑧土地改良施設保全 ⑨交換分合 ⑩営農用水施設 ⑪農業集落道 ⑫防災安全施設 ⑬農用地等集団化 ・ア ①～⑤のうちいずれか、又は2以上受益面積5ha以上 ・イ アと併せて⑥～⑬を行うもの	80	11	9	80	15.5	4.5	土地改良法 沖縄県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(県) 農山漁村活性化法	農地水利課
水質保全対策事業(耕土流出防止型)(県)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ・受益面積20ha以上	75	12.5	12.5	75	15	10	農地防災事業実施要綱	〃
水質保全対策事業(耕土流出防止型)(市町村)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ・受益面積10ha以上	75	12.5	12.5	75	15	10	農地防災事業実施要綱	〃
県営農地保全整備事業(県)	○農用地侵食防止工事 ①農用地の侵食、崩壊を防止するための排水施設等の新設若しくは改修 ②風害若しくは潮害を防止するために行う防風施設の整備 ・受益面積20ha以上 ○特殊農地保全整備工事 農地侵食防止工事と受益面積がおおむね3分の2以上が重複するほ場整備及び畑地かんがい施設整備 ・ほ場整備 受益面積おおむね5ha以上 ・畑地かんがい施設整備 面積おおむね20ha以上	80	10	10	80	15	5	土地改良法 農山漁村地域整備交付金交付要綱	農村整備課
		75	14.5	10.5	75	16.5	8.5		
		80	11	9	80	15.5	4.5		

# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
団体営農保地全整備事業 (市町村・土地改良区等)	○農地侵食防止工事 ①農用地の侵食、崩壊を防止するための排水施設等の新設若しくは改修 ②風害若しくは潮害を防止するために行う防風施設の整備 ・受益面積10ha以上 ○特殊農地保全整備工事 農地侵食防止工事と受益面積がおおむね3分の2以上が重複するほ場整備及び畑地かんがい施設整備 ・ほ場整備 受益面積おおむね5ha以上 ・畑地かんがい施設整備 受益面積制限なし	80	10	10	80	15	5	土地改良法 農山漁村地域整備交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農村整備課
		75	14.5	10.5	75	16.5	8.5		
		80	11	9	80	15.5	4.5		
団体営ため池等整備事業 (市町村)	○農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う、ため池整備工事及び排水施設整備工事 ・総事業費800万円以上  ○土砂崩壊防止工事 ・総工事費800万円以上	80	11	9	80	15.5	4.5	土地改良法 農山漁村地域整備交付金交付要綱  土地改良事業等補助金交付要綱(県)	〃
含みつ糖振興対策事業費 (沖縄県糖業振興協会)	○含みつ糖製造事業者（伊平屋村、伊江村、粟国村、多良間村、竹富町、（西表島、小浜島、波照間島）、与那国町）の経営安定を図るため、含みつ糖生産条件不利補正対策事業等の助成を行う。				80	20		沖縄振興特別措置法  沖縄振興特別推進交付金交付要綱 沖縄県糖業振興対策費補助金交付要綱	糖業農産課
園芸拠点産地強化事業 (市町村、農業協同組合、広域事業主体、営農集団)	○園芸作物のブランド産地育成を図るため生産条件整備、実証展示設置等を行う。 ・農業振興地域の農用地区域内 ・産地協議会を設置していること ・事業実施主体が、市町村、JA、2戸以上からなる営農集団等 ・共同利用施設については園芸施設共済に加入		1/3	2/3		1/3	2/3	園芸拠点産地強化事業補助金交付要綱	園芸振興課
農業集落排水事業(市町村等)	○し尿・生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設を整備する。 ・受益戸数が概ね10戸以上で、末端の受益が2戸以上 ・処理対象人口が概ね1,000人程度に相当する規模以下 ・農業振興地域であること	75	12.5	12.5	75	15	10	農山漁村地域整備交付金交付要綱  土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農村整備課
農地環境整備事業(市町村等)	○耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地の保全を計画的に一体的に整備を行う 1. 農業生産基盤整備事業 ①区画整理事業 ②水田転換を行う事業 ③農業用排水施設整備事業 ④農地保全事業 ⑤農道整備事業 ⑥暗渠排水事業 2. 保全管理等事業 ①高付加価値農業基盤整備事業 ②附帯事業 ③農地整備事業 ④市民農園等整備事業 ⑤生態系保全施設等整備事業 ⑥遊水池整備事業 ⑦土地改良施設の撤去及び跡地整備 ⑧交換分合事業 3. 特認事業 ①特認事業 ・事業実施地域の農地面積に対して、事業の受益となる生産区域の農地面積の割合が7割以上確保できること	75	12.5 (14.5)	12.5 (10.5)	75	15 (16.5)	10 (8.5)	土地改良法 農山漁村地域整備交付金交付要綱  土地改良事業等補助金交付要綱(県)	〃 ※( )はほ場整備の負担割合

# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
村づくり交付金事業(市町村)	○農業生産基盤整備 ○集落基盤整備 ○市町村創造型整備 ・村づくり計画が策定されていること。 ・総事業費が2億円以上 ・農業生産基盤と農村集落基盤の総合的な整備を行うもの。	70	12 (14)	18 (16)	70	15 (16.5)	15 (13.5)	土地改良法  村づくり交付金 実施要綱 村づくり交付金 交付要綱	農村整備課  ※負担割合 の()書き は、ほ場整 備、農用地 改良保全の 場合
漁港関連道整備事業(市町村)	○主要漁港関連道整備 ・事業費：1億円以上6億円未満 ○主要漁港付帯道路整備 ・事業費：主要関連道に関する事業費の1/2以内、5千万円以上(以下削除) ○主要漁港以外の漁港関連道整備 ・事業費：5千万円以上6億円未満	80	10	10	80	10	10	沖縄県漁港漁場 関係事業補助金 交付要綱	漁港漁場課
漁業集落環境整備事業 (市町村)	○漁業集落道、集落排水施設、水産飲雑 用、水施設、防災安全施設、広場・緑地等 の整備及び用地整備 ・集落人口規模：50人以上5千人以下 ・漁業依存度又は漁家比率が1位であるこ と ・総事業費3千万円以上	55	22.5	22.5	55	27.5	17.5	〃	〃
漁港環境整備事業(市町村)	○植栽、休憩所、運動施設等の整備及び水 域環境の保全 ・全体計画面積が2,500㎡以上、ただし、第 1種、第2種漁港については1,200㎡ ・施設を利用すると見込まれる人数(一日平 均の当該施設利用者人数)で除した場合に、 原則計画利用者人数一人につき15㎡以下 の面積になる場合に限る。 ・総事業費5千万円以上	50	25	25	50	30	20	〃	〃
漁村再生交付金(市町村)	○地域の既存ストックの有効活用等を通じ た、生産基盤と生活環境基盤の効率的整備 を推進し、漁村の再生を支援 ・総事業費が1億円以上20億円以下のもの	75	10	15	75	20	5	〃	〃  負担割合欄 で上段は漁 港施設の場合 下段は ①漁場施設 ②環境施設 ③集落環境 施設 ④漁村再生 施設 の場合
中山間総合整備事業	○農業生産基盤整備 ○農村生活環境基盤整備 ○生態系保全施設設備等 ・林野率が50%以上 ・主傾斜がおおむね100分の1以上 ・農用地の面積が当該地域の50%以上等	75 (75)	12.5 (14.5)	12.5 (10.5)	75 (75)	15 (16.5)	10 (8.5)	土地改良法  農山漁村地域整 備交付金交付要 綱	農村整備課
地域農業水利施設ストックマ ネジメント事業	○機能保全計画作成 ①末端支配面積100ha以上の施設 ②予防的対策が有効と見込まれる施設 ③対策工事・緊急工事 ①地区受益面積100ha以上であること (事業により機能保全計画を作成してい なければ10ha以上)	50	20	30	50	20	30	土地改良法 地域農業水利施 設ストックメン ト事業実施要綱 土地改良事業等 補助金交付要綱	村づくり計 画課
分みつ糖振興対策支援事業費 (（社）沖縄県糖業振興協会)	○分みつ糖製造事業者（伊是名村、久米島 町、北大東村、南大東村、宮古島市（宮古 島、伊良部島）、石垣市）の経営安定を目的 に、気象災害対策や合理化対策等に必要 な支援措置を行う。	1/2以 内 6/10以 内 定額			1/2以 内 6/10以 内 定額			沖縄振興特別推 進交付金交付要 綱 沖縄県糖業振興 対策費補助金交 付要綱	糖業農産課

# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
製糖関連施設緊急整備対策事業	○分みつ糖製造事業者（うるま市、伊是名村、久米島町、南大東村、宮古島市、石垣市）が事業実施主体となる、さとうきびの生産回復に取り組む分蜜糖製糖事業者に対し、製糖関連施設の機能強化に必要な支援措置を行う。	6/10以内			6/10以内			製糖関連施設緊急整備対策事業費補助金交付要綱 産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱	〃
沖縄離島振興特別対策事業	○離島地域を対象に、地域の活性化に資する特産品加工施設整備などへの支援を行うことにより、産業の振興や雇用の確保等を図り、もって県全体の自立経済の構築に資する。 ※国直接補助事業（県予算措置なし）				8/10		2/10	沖縄離島振興特別対策事業補助金交付要綱	地域・離島課
<b>2 交通通信体系の整備</b>									
離島空路確保対策事業	○運航費補助金の交付決定の前年度において、経常損失を計上している離島航空路線のうち、一定の要件に該当する路線に対する運航費補助事業 ・国庫補助対象路線 ・単独補助対象路線				1/2	1/3 1/3	1/6 1/3	沖縄県国庫補助対象離島航空路線運航費補助金交付要綱 沖縄県単独補助対象離島航空路線運航費補助金交付要綱	交通政策課
離島航路補助事業(離島市町村及び民間の離島航路事業者)	○離島航路の運営により生じた欠損額に対する補助事業 ・沖縄本島と離島、離島相互間又は同一離島内の地点間を連絡する航路 ・他に交通機関がない地点間又は他の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路 ・関係住民のほか、郵便物又は生活必需品、主要物資等を輸送している航路				実績欠損額又は標準欠損額のいずれか低い額	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の2/3	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の1/3	離島航路整備法 沖縄県地域公共交通（離島航路）改善事業費補助金交付要綱	〃 *実績欠損額から国の補助額を差し引いた額について、平成17年度より市町村負担を導入。
生活バス路線確保対策補助事業(市町村)	○生活バス路線の運行によって生じた欠損額及び車輛購入費に対する補助事業 ・生活バス路線の運行を行う市町村又はバス事業者に対し補助を行う市町村 ・離島・過疎地域については補助要件及び補助限度額を緩和		1/2	1/2		1/2	1/2	沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱	〃 *平成17年度に要綱改正
<b>3 生活環境等の整備</b>									
離島・過疎地域簡易水道振興事業(市町村)	○離島・過疎地域市町村が国庫補助を受けて実施する簡易水道事業の町村負担分の一部について、県補助を行う。 ①海水・かん水淡水化施設 ②その他特に必要と認められるもの  ○離島・過疎地域市町村が実施する簡易水道事業で国の補助事業として、補助の採択基準上採択されないものについて、県補助を行う。				2/3	国庫補助金及び過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/3以内 過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/2以内	5/18  3/4	離島・過疎地域簡易水道振興事業取扱要綱	生活衛生課
火葬場建設事業(市町村)	○離島町村が行う火葬場整備に要する経費に対し、補助対象経費の1/2以内について県補助を行う。 ○炉体、建物及び燃料保管施設の新設等の本体工事					1/2以内	町村1/2	火葬場整備事業補助金交付要綱	生活衛生課
へき地患者輸送車(艇)整備事業	○離島へき地における医療に恵まれない地域住民の医療を確保するため、患者輸送用マイクロバス・ワゴン車等を購入整備する・整備しようとする場所を中心に概ね半径4kmの区域内に医療機関がなく区域内人口が原則50人以上。 かつ当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して(交通機関を利用できない地域は徒歩で)15分以上を要する地域。	1/2	1/2		1/2	1/2		沖縄振興特別措置法89条 医療施設等設備整備費補助金交付要綱	医務課

# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課	
		本島地域			離島地域					
		国	県	市町村	国	県	市町村			
<b>3 生活環境等の整備</b>										
へき地診療所施設設備整備事業	○無医地区等において診療所（診療室・処置室・薬剤室・X線室・暗室・待合室・看護師居室等）、医師住宅及び看護師住宅及び医療機器の整備をすることにより、地域住民の医療を確保する。 ・へき地診療所を設置しようとする場所を中心として概ね半径4kmの区域内に医療機関がなく、その区域内人口が原則として1,000人以上。かつ診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で30分以上）要する地域。 ・沖縄振興特別措置法第3条第3項の規定に基づく指定地区でかつ医療機関のない離島のうち	3/4	1/4		3/4	1/4		沖縄振興特別措置法第89条 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医務課	
へき地診療所運営費補助事業	○医療に恵まれない離島・へき地等住民の医療を確保するため、赤字運営の市町村立診療所の運営費を助成し、診療所の機能を維持する。 ・市町村直営のへき地診療所で補助金交付要綱に定める基準額より診療収入が下回る場合	3/4	1/4		3/4	1/4		沖縄振興特別措置法第89条 医療施設等運営費補助金交付要綱	〃	
へき地保健指導所運営事業費補助	○無医地区等において、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化を図るため、市町村が実施する事業に対し運営費を補助	1/2		1/2	1/2		1/2	医療施設等運営費補助金交付要綱	〃	
沖縄県国民健康保険調整交付金（保健事業）	○離島市町村における特定健康診査（集団健診）の実施にかかる旅費の2分の1を助成する。 ※市町村負担1/2については、国調整交付金において同様の助成事業あり。実質的に市町村の負担						1/2	1/2	沖縄県国民健康保険調整交付金条例	国民健康保険課
<b>4 その他</b>										
市町村振興資金	○貸付利率 通常地域…貸付決定日における財政融資資金の普通長期資金の利率 離島、辺地又は過疎地域…通常地域利率の1/2 「合併市町村振興事業…無利子」 ○償還期間 10年以内（うち据置期間1年以内） ○償還方法 元利均等年賦償還 ○貸付限度額 一会計年度 1億円 「合併市町村振興事業については、1合併市町村につき、2億円」								沖縄県市町村振興資金貸付基金条例及び同施行規則	市町村課
市町村合併支援事業	○平成18年3月31日までに合併した合併市町村（平成17年3月31日までに地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請がなされた場合に限る。）が市町村建設計画に基づき行う事業に対し交付金を交付する。 本島地域…3億円+（合併関係市町村数-2）×1億円 離島地域…3億円+（合併関係市町村数-2）×1億円+（一島一町村等数）×1億円 ○平成22年3月31日までに合併した合併市町村が市町村基本計画に基づき行う事業に対し交付金を交付する。 本島地域…2億円+（合併関係市町村-2）×1億円 離島地域…2億円+（合併関係市町村-2）×1億円+（一島一町村等数）×1億円		10/10			10/10		沖縄県市町村合併支援交付金交付要綱	〃 離島加算等の拡充措置は平成16年度から実施	
過疎対策事業債	○対象事業：産業の振興、交通・通信施設の整備及び情報化の促進、生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保教育文化施設の整備、集落再編整備のための用地の取得・住宅等の整備 ・償還年限12年以内（3年） ・元利償還金の70%を地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入							過疎地域自立促進特別措置法	地域・離島課 ※事業内容・採択基準等の（ ）書きは、据え置き期間	
辺地対策事業債	○対象事業：交通・通信施設の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保、産業の振興、電灯用電気供給施設の整備 ・償還年限10年以内（2年） ・元利償還金の80%を地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入							辺地に係る公共的施設の総合的整備のための財政上の特別措置等に関する法律	〃 ※事業内容・採択基準等の（ ）書きは、据え置き期間	
石油製品輸送等補助事業（石油販売業者及び輸送業者）	○沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、石油販売業者及び輸送業者の当該輸送等に要する経費に対し補助する。					10/10		石油製品輸送等補助金交付規程	〃	
離島高校生修学支援費	○高等学校等が設置されていない離島から、本土または別の離島の高等学校へ進学する生徒の修学支援費を負担する市町村へ国が補助する。					補助対象額の1/2	補助対象額の1/2	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	県立学校教育課	
離島高校生修学支援事業	○高等学校等が設置されていない離島から、本土または別の離島の高等学校へ進学する生徒の修学支援費を負担する市町村へ県が補助する。						補助対象額の1/4	沖縄県離島高校生修学支援事業補助金交付要綱	〃	
高度へき地修学旅行費	○高度へき地学校（へき地教育振興法に基づき県条例で指定した3級、4級及び5級のへき地学校）を設置する市町村が当該学校等の児童・生徒に係る修学旅行費を負担する経費のうち交通費及び宿泊費を国が補助する。		交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の2/3又は1/2		交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の1/3又は1/2		交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の2/3又は1/2	交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の1/3又は1/2	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	財務課

## 17 全国指定離島地域の概要

都道県名	島しょ数	市町村数			人口 (H17国調) (人)	世帯数 (H17国調) (世帯)	面積 (平成17年) (Km <sup>2</sup> )	海岸延長 (平成17年) (Km)
		市	町	村				
北海道	6	—	6	—	13,994	6,180	417.25	221.4
宮城県	9	3	1	—	5,413	1,940	24.58	105.6
山形県	1	1	—	—	275	136	2.75	12.0
東京都	13	—	2	7	28,744	13,715	360.63	399.6
離振法	9	—	2	6	26,021	12,422	291.95	260.0
小笠原法	4	—	—	1	2,723	1,293	68.68	139.6
新潟県	2	1	—	1	67,824	24,786	864.08	303.5
石川県	1	1	—	—	100	43	0.55	5.1
静岡県	1	1	—	—	353	248	0.44	4.0
愛知県	3	—	2	—	4,357	1,416	3.51	26.6
三重県	6	2	—	—	4,914	1,624	13.82	60.4
兵庫県	6	3	—	—	9,300	3,156	54.48	92.1
島根県	4	—	3	1	23,696	9,878	346.19	465.2
岡山県	15	5	—	—	3,330	1,658	31.13	119.1
広島県	14	5	1	—	16,436	7,587	84.88	186.7
山口県	21	7	4	—	5,004	2,405	64.66	200.6
徳島県	2	1	1	—	299	150	2.10	12.6
香川県	22	5	3	—	8,044	3,726	63.78	180.7
愛媛県	33	6	1	—	17,337	7,759	89.45	320.4
高知県	2	1	—	—	280	166	11.30	26.7
福岡県	8	3	2	—	2,416	958	13.25	63.1
佐賀県	7	1	—	—	2,197	792	10.96	48.2
長崎県	54	8	2	—	155,614	61,943	1,568.27	2,413.5
熊本県	6	2	—	—	4,046	1,578	20.67	69.7
大分県	7	2	—	1	5,126	2,201	17.44	62.8
宮崎県	3	2	1	—	1,218	441	5.16	27.2
鹿児島県	28	5	13	4	182,602	78,298	2,484.54	1,604.1
離振法	20	4	4	2	56,119	25,502	1,253.30	733.7
奄振法	8	1	9	2	126,483	52,796	1,231.24	870.4
沖縄県	40	4	4	10	129,833	51,431	1,013.04	950.9
離島計	314	69	46	24	692,752	284,215	7,568.91	7,981.8
離振法	262	64	33	11	433,713	178,695	5,255.95	6,020.9
その他の法	52	5	13	13	259,039	105,520	2,312.96	1,960.9
全国計	6,852	783	811	193	127,767,994	49,566,305	377,914.78	35,504.0

資料：財団法人日本離島センター「2010 離島統計年報」

注) 1. 本統計は、離島振興法等に基づく指定離島のうち、平成21年4月1日現在の住民基本台帳で住民登録がなされている310島に加え、住民登録はなされていないが同17年10月1日現在の国勢調査で住民の居住が確認された下記の4島についても掲載した。

離島振興法指定離島	1島（北海道小島）
小笠原諸島振興開発特別措置法指定離島	2島（東京都硫黄島・南鳥島）
沖縄振興特別措置法指定離島	1島（沖縄県外離島）
合 計	4島

2. 人口並びに世帯数は、平成17年国勢調査に基づく、確定数である。

3. 面積は、国土交通省国土地理院の全国都道府県市区町村別面積調（平成17年10月1日）等に基づく数値である。

4. 海岸延長は、国土交通省河川局の海岸統計調査（平成17年3月31日）等に基づく数値である。

# 18 離島・過疎市町村の市町村長等名

平成24年6月1日現在

市町村名	市町村長名	副市町村長名	議長名	副議長名
石垣市	中山 義隆	漢那 政弘	伊良皆 高信	大石 行英
竹富町	川満 栄長	—	西大舛 高旬	新田 長男
与那国町	外間 守吉	—	前西原 武三	崎原 孫吉

資料：企画部 市町村課

## 19 離島・過疎市町村企画担当課一覽

平成24年11月現在

市町村名	担当課名	郵便番号	所在地	電話	FAX
石垣市	企画政策課	907-8501	石垣市美崎町14	0980-82-1350	0980-83-1427
竹富町	企画財政課	907-8503	石垣市美崎町11-1	0980-82-6191	0980-82-6199
与那国町	総務財政課	907-1801	与那国町字与那国129	0980-87-2241	0980-87-2079

資料：企画部 地域・離島課

## 20 沖縄振興特別措置法等

### ○ 沖縄振興特別措置法(抄)

(平成14年3月31日法律第14号)

#### (目的)

第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

#### (施策における配慮)

第2条 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。

#### (定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

#### (沖縄振興基本方針)

第3条の2 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(10) 離島の振興に関する基本的な事項

#### (沖縄振興計画)

第4条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する事項

(2) 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する事項

(3) 教育及び文化の振興に関する事項

(4) 福祉の増進及び医療の確保に関する事項

(5) 科学技術の振興に関する事項

(6) 情報通信の高度化に関する事項

(7) 国際協力及び国際交流の推進に関する事項

- (8) 駐留軍用地跡地の利用に関する事項
  - (9) 離島の振興に関する事項
  - (10) 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する事項
  - (11) 社会資本の整備及び土地の利用に関する事項
- 3 前項各号に掲げる事項のほか、沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積その他の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 沖縄振興計画は、平成24年度を初年度として10箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
- 5 沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により沖縄振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該沖縄振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。
- 7 内閣総理大臣は、第5項の規定により提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 8 内閣総理大臣は、第5項の規定により提出された沖縄振興計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。
- 9 第5項から前項までの規定は、沖縄振興計画の変更について準用する。

(他の法律の適用除外)

- 第115条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）、低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和39年法律第115号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）及び農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の規定は、沖縄については、適用しない。
- 2 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第9条の規定は、沖縄については、適用しない。

○ 沖縄振興特別措置法施行令（抄）

（平成14年3月31日政令第102号）

(離島の範囲)

- 第1条 沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第3条第3号に規定する政令で定める島は、宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定した島とする。

○ 沖縄振興特別措置法施行令の規定に基づき離島を指定した件(抄)

(平成14年4月1日内閣府告示第10号)

沖縄振興開発特別措置法施行令(平成14年政令第102号)第1条の規定に基づき、離島を次のとおり指定する。

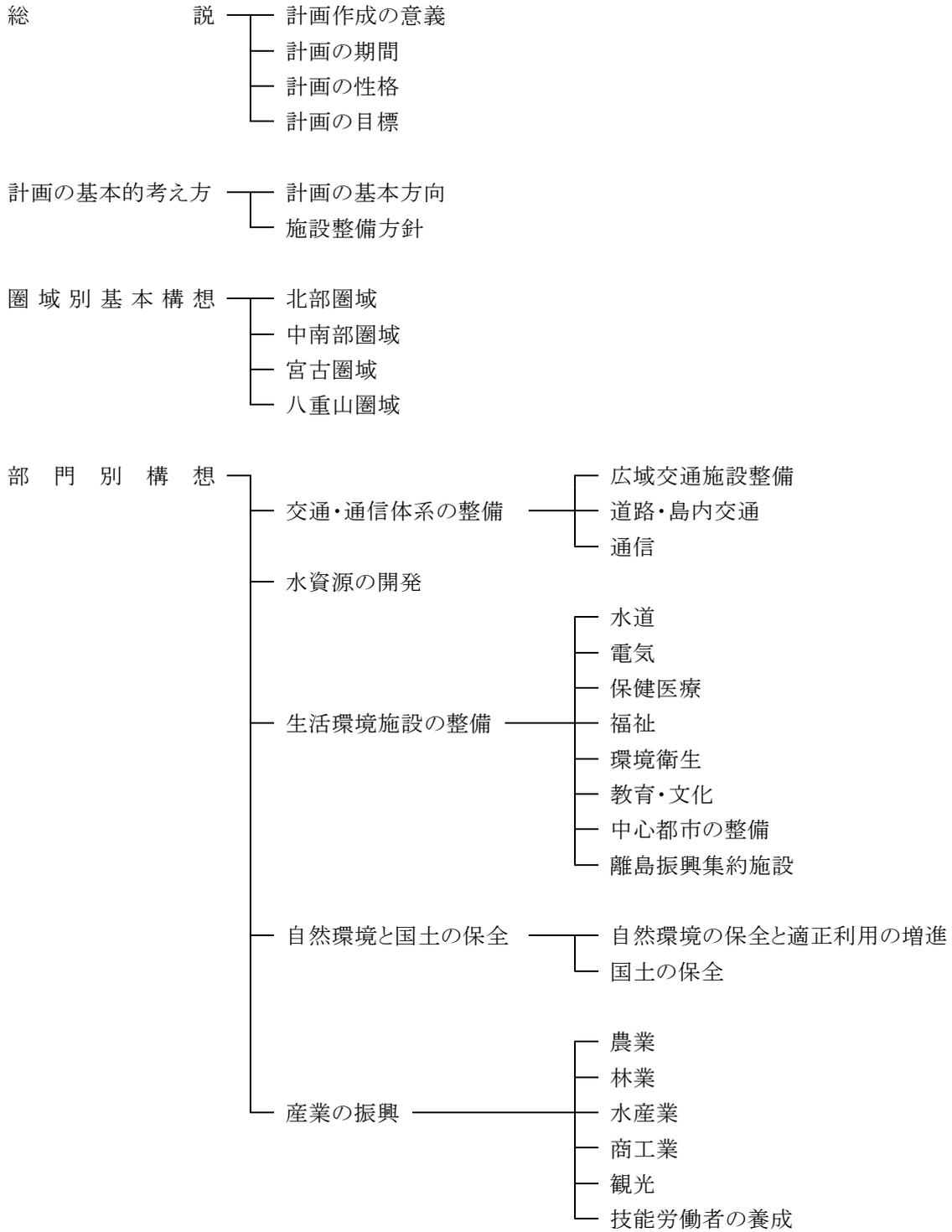
所在郡市町村名	指 定 離 島 名
島尻郡伊平屋村	伊平屋島、野甫島
島尻郡伊是名村	伊是名島、具志川島、屋那覇島
国頭郡伊江村	伊江島
国頭郡本部町	水納島
うるま市	津堅島
南 城 市	久高島
島尻郡栗国村	栗国島
島尻郡渡名喜村	渡名喜島
島尻郡座間味村	座間味島、嘉比島、安慶名敷島、阿嘉島、慶留間島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島
島尻郡渡嘉敷村	渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島
島尻郡久米島町	久米島、奥武島、オーハ島、硫黄島
島尻郡北大東村	北大東島
島尻郡南大東村	南大東島
宮古島市	池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島
宮古郡多良間村	多良間島、水納島
石 垣 市	小島
八重山郡竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島、嘉弥真島、外離島、内離島
八重山郡与那国町	与那国島

注) この表は、今帰仁村古宇利島の指定解除(H17.4.1)及び市町村合併(H17.4.1うるま市、H17.10.1宮古島市、H18.1.1南城市)に伴い、地域・離島課で整理したものである。

# 21 第1次沖縄県離島振興計画

(昭和51年度～昭和60年度)

## ◎ 体系図



## ◎ 第1次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律131号)による指定離島のうち、有人島は39島である。その陸域面積は、1,024.49平方キロメートルで県土の45.6パーセント、人口は128,935人(昭和50年国調)で県人口の12.4パーセントを占めている。

離島の振興対策は、復帰前においては、離島振興法(1962年立法第75号)に基づいて、指定された40島を対象とした離島振興計画が策定実施され、高率補助と相まって、少なからぬ成果を収めたが、主要島(沖縄本島、宮古島、石垣島)との格差を縮小するには至らなかった。

復帰後、本島は、沖縄振興開発特別措置法(離島振興法、過疎地域対策緊急措置法等は適用除外)に基づき振興事業が進められることになった。しかし、離島地域は、離島の持つ自然的・地理的・社会的特殊事情による社会資本設備の立ち遅れに加え、近年における社会経済の急激な発展成長による地域格差の増大などによって過疎化が起これ、社会経済の維持発展を図る上に大きな問題を投げかけている。

したがって、離島における生活環境施設及び産業関連施設の立ち遅れを速急に是正し、本県の社会経済の発展及び住民生活の安定による福祉の向上を図ることは、特に重要な課題である。

このような観点から、沖縄振興開発計画の目標を達成するため、離島地域における振興について、その構想を明らかにし、それぞれの島の特性に応じた総合的な振興計画を立て、これに基づき離島振興事業を強力に推進するためにこの計画を策定するものである。

### 第2節 計画の期間

この計画の期間は、昭和51年度から昭和60年度までの10か年間とする。

### 第3節 計画の性格

この計画は、沖縄振興開発計画を上位計画とする離島地域の振興計画として作成されるものであって、離島の社会経済の進むべき方向とこれを実現するための施策を明らかにするものである。

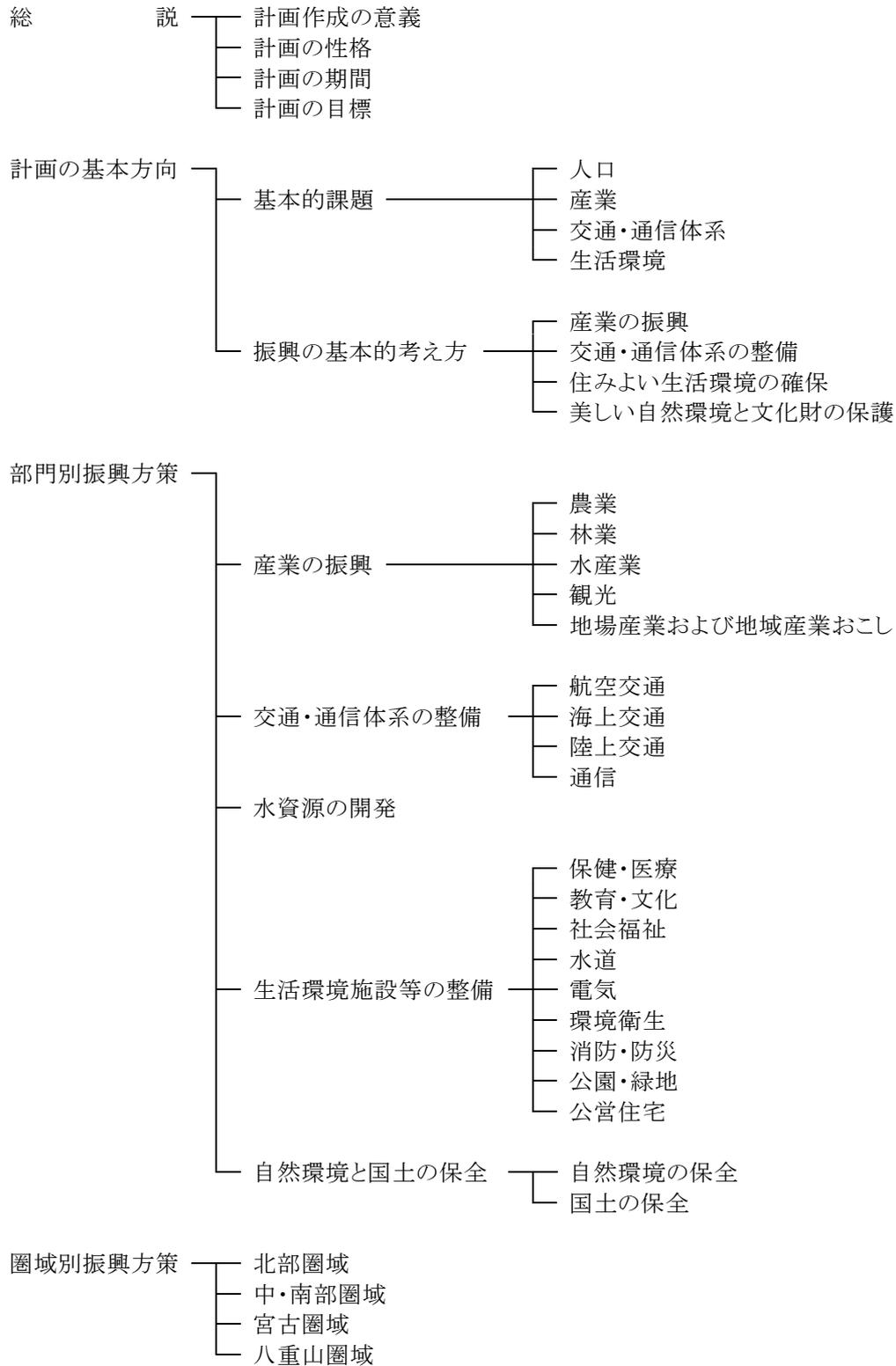
したがって、県においては、その施策の具体的実現の基本となるものであり、市町村、民間部門等においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第4節 計画の目標

この計画は、離島の各面にわたる本土との格差を急速に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、その優れた地域特性を生かすことによって、自立的発展が図られるように基礎条件を整備し望ましい地域社会を実現することを目標とする。

## 22 第2次沖縄県離島振興計画 (昭和60年度～平成3年)

### ◎ 体系図



## ◎ 第2次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

本県は、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルにおよぶ広大な海域に散在する多くの島じまからなり、わが国有数の離島県である。沖縄振興開発特別措置法による「離島」は(沖縄本島と橋で結ばれた島を除く)58島で、うち有人島が41島で、無人島が17島(昭和55年国調)である。

これら離島の面積は、県土2,253.51平方キロメートル(昭和59年10月1日現在国土地理院)の約46パーセント(1,026.46平方キロメートル沖縄県企画開発部)で人口は、県人口(1,106,599人昭和55年国調)の約12パーセント(132,369人)を占めている。

離島の振興については、これまで「沖縄振興計画」および「沖縄県離島振興計画」等に基づき諸施策が積極的に推進され、社会資本の整備を中心に各面にわたり相当の成果をあげてきた。

しかしながら、離島のもつ地理的・自然的条件の不利性なども相まって、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ十分でなく本島との格差は依然として解消されていない分野もある。さらに、長年にわたる人口流出の結果、生産年齢人口の減少や高齢化などによる社会的・生産的機能の低下もみられ、離島を取り巻く内外情勢は依然として厳しい状況にある。

このような中で、昭和55年に「過疎地域振興特別措置法」、昭和57年に「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」が適用され、それぞれの法律に基づく計画が策定されたこと、また、昭和57年に「第2次沖縄振興開発計画」が策定されたことなど、離島行政をめぐる状況が大きく変わり、今後の離島振興の方策について検討することが必要となってきた。

さらに、地域の特性を生かした特産品づくりなどの自立的な地域づくりの気運が高まりつつある。また、高度情報システムの構築を図る動きなど離島の振興に新たな展望がみられつつある。

したがって、今後の離島振興を進めるに当たっては、前期計画の総点検結果をふまえるとともに、経済計画の変化に対応した施策の導入や諸制度の有効活用を図って産業の振興、交通・通信体系および生活環境施設等の整備などを積極的に進める一方、住民の創意工夫、自助努力により住みよい活力のある地域づくりを図る必要がある。

このような基本認識に基づき、離島の将来を展望し、その振興方向と施策の在り方を明らかにするため「第2次沖縄県振興計画」を策定するものである。

### 第2節 計画の性格

この計画は、「第2次沖縄振興開発計画」の基本方向にそって離島の振興を図るために策定されるもので、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県にとっては、施策の基本となるものであり、市町村、民間部門等においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第3節 計画の期間

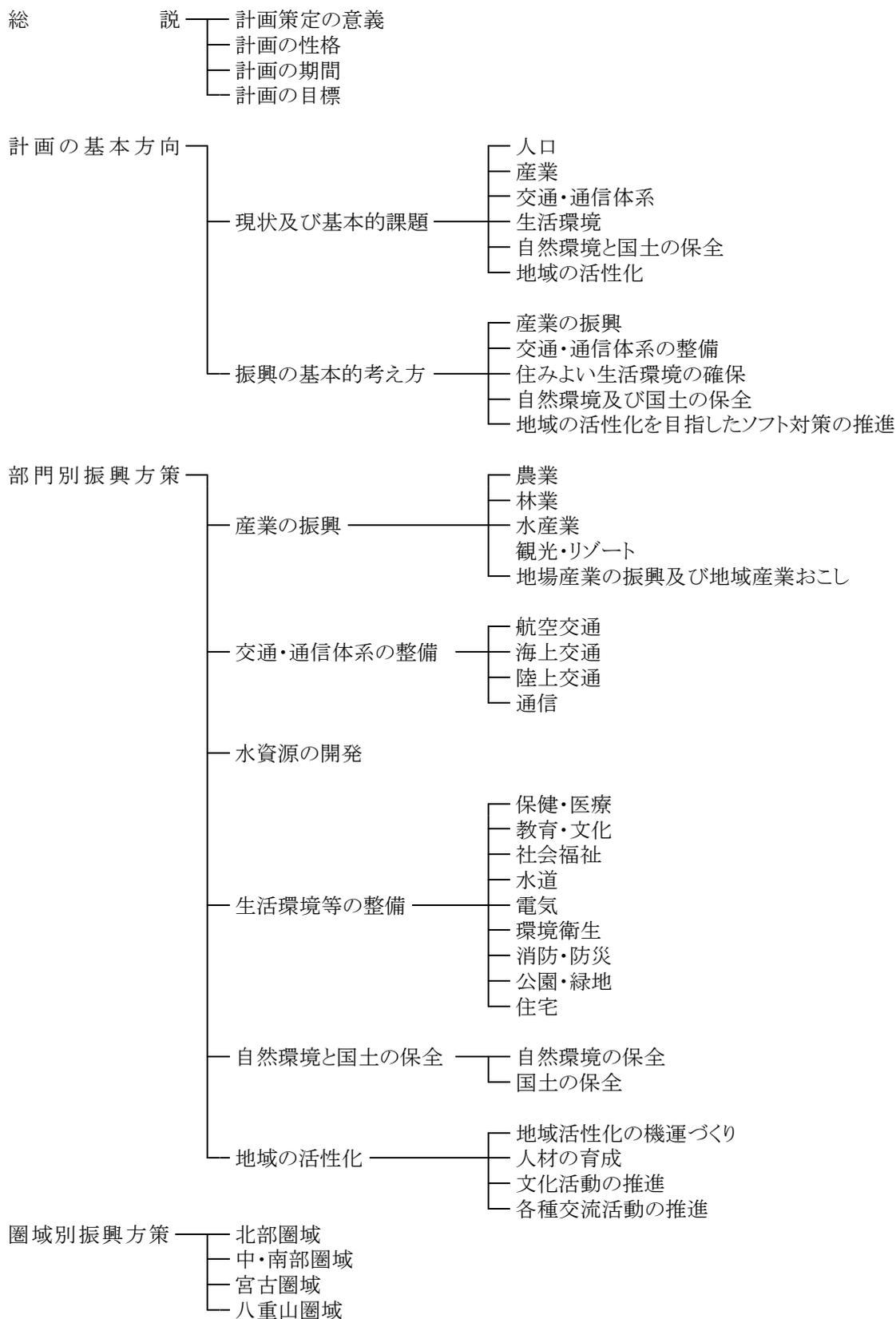
この計画は、昭和60年度を初年度とし、昭和66年度を目標年度とする7か年計画とする。

### 第4節 計画の目標

この計画は、それぞれの離島のもつ地理的・自然的条件に配慮しつつ、本島との各面にわたる格差を是正し自立的発展を図るための基礎条件を整備することにより、明るく豊かな活力ある地域社会を実現することを目標とする。

## 23 第3次沖縄県離島振興計画 (平成4年度～平成13年度)

### ◎ 体系図



## ◎ 第3次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

本県は、全国でも有数の離島県であり、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する、大小70余の島々から成り立っている。このうち沖縄振興開発特別措置法による「指定離島」は57島で、うち40島が有人島である。有人島の面積は1,000.9平方キロメートルで、県土面積の44.8パーセントを占めており、また人口は128,995人で、これは、県全体の10.5パーセントにあたる。

離島の振興対策については、これまで、2次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等によって諸施策が進められ、社会資本の整備を中心に各面にわたって相当の成果を上げてきた。

しかしながら、離島の持つ地理的、自然的条件からくる不利性の壁は厚く、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ不十分で、本島との間にはなお多くの格差が存在する。加えて、若年層の流出等による過疎化と高齢化の進行により、産業活動や社会活動に停滞が見られるなど、離島地域を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。

このような中、本県の持つ地理的、自然的及び文化的特性等を積極的に生かした諸施策の推進を振興開発の基本方向とする「第3次沖縄振興開発計画」が策定され、離島の振興対策についても新たな展開が求められることとなった。

本県の離島地域には、亜熱帯性の動植物と美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然や独特な伝統文化など、本県の魅力とされる要素の多くが集中している。

また、各島々の特性を生かした多彩な特産品や歴史と伝統に培われた優れた工芸品など、地域特性を生かした振興策を推進する上での有力な材料も具備している。

これらの離島の特性と住民の創意を生かし、特色ある産業の振興を図るとともに、本県における国際的な観光・リゾート地形成の一翼を担う地域として整備していくことは、離島地域の自立的発展に資するばかりでなく、県土の均衡ある発展を促進し、本県経済社会の全体的な発展を図っていく上でも極めて重要である。

このため、今後の離島振興対策を進めるに当たっては、前期計画までの成果と基本的考え方を踏まえ、引き続き各種基盤整備等を推進して離島の持つ不利性の克服に努めるとともに、第3次沖縄振興開発計画の基本方向に沿って、ソフト面の対策を含めた新たな施策を展開し、多様化するニーズと21世紀に向かう時代の流れに適切に対応し得る社会システムを構築していく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、新たに長期的、総合的な観点に立って離島の将来を展望し、その振興方向と施策の在り方を明らかにするために策定するものである。

### 第2節 計画の性格

この計画は、「第3次沖縄振興開発計画」の基本方向に沿って、離島の振興を図るために策定する総合的計画であり、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては、離島振興施策の基本となるものであり、市町村及び民間部門においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第3節 計画の期間

この計画は、平成4年度を初年度とし、平成13年度を目標年度とする10か年計画とする。

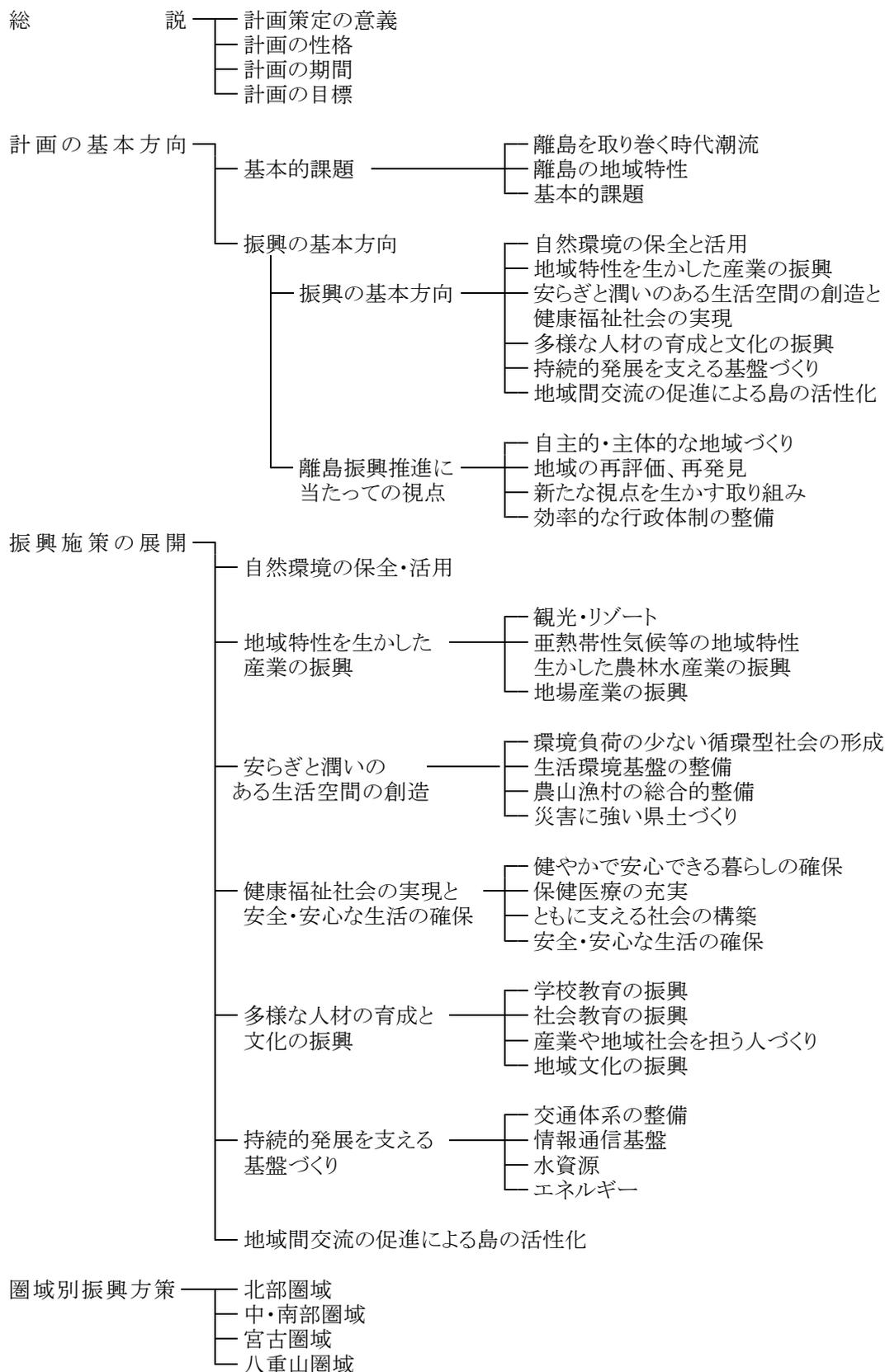
### 第4節 計画の目標

この計画においては、離島の特性と住民の創意を積極的に生かしつつ、本島との各面にわたる格差を是正し、自立的発展のための基礎条件を整備するとともに、本県の経済社会及び文化の総合的発展のための一翼を担う地域として整備を図り、魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会を実現することを目標とする。

## 24 新沖縄県離島振興計画

(平成14年度～平成23年度)

### ◎ 体系図



## ◎ 新沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画策定の意義

本県は、全国でも有数の離島県で、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に点在する多くの島々から成り立っている。沖縄振興特別措置法により指定された離島は55島で、このうち、有人離島は40島である。

指定離島の面積は1,027平方キロメートルで、県土面積の45.2パーセントを占め、また、平成12年国勢調査に基づく人口は128,694人で、県人口の9.8パーセントを占めている。

離島振興については、これまで3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策が進められ、各種社会資本の整備が図られてきた。

また、財力が脆弱な離島市町村に対して、県単独補助事業、国庫補助事業に対する県費の嵩上げ、過疎債・辺地債の許可等行財政上の支援措置を講じてきた。

その結果、農林水産業等の生産基盤、空港、港湾、道路等のアクセス基盤の整備、水道、電気等の生活関連、医療・福祉・教育施設等の整備を中心に各面にわたり相当の成果を上げ、住民生活も向上するとともに、産業面においては、特に観光関連の分野で進展が見られるなど、離島地域の社会経済は着実に発展してきた。

しかしながら、離島は、四方を海に囲まれ(環海性)、また、その面積も比較的狭く(狭小性)、しかも、経済、文化の中心から遠く離れている(隔絶性)といった地理的及び自然的条件等から、医療・福祉等の生活環境面で低位にあるほか、情報通信基盤の後れなど依然として格差がある。

また、若年層の慢性的な流出や高齢化が一層進行するなど、なお多くの課題が残されている。

このような中、本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけではなく、沖縄の地域特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める「沖縄振興計画」が策定され、離島の振興策についても新たな展開が求められている。

本県の離島は、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然、独特な伝統文化やゆったりとした生活空間を有している。

また、多彩な特産品や優れた工芸品を産出するなど、地域特性を生かした振興策を推進する上での有力な資源を有している。

近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まってきている。

このような中で、離島は、豊かな自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図り、国民の健康保養や癒しの場を提供するなど、その果たす役割はますます重要となってきた。

このため、今後の離島振興を進めるに当たっては、これまでの成果を踏まえ、引き続き、自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図りつつ、各種基盤整備等を推進し、離島の持つ不利性の軽減に努めるとともに、離島の持つ優位性を積極的に評価し、それを伸ばしていく取り組みが重要である。

また、住民をはじめ多様な主体の参画のもと、地域特性を最大限に発揮した特色ある産業の振興を図るとともに、本県の国際的な観光・リゾート地形成の一翼を担う地域として、また、国民の総合的な健康保養の場として形成していくことは、離島地域の自立的発展に資するばかりではなく、県土の均衡ある発展を促進し、本県経済の全体的な発展を図っていく上からも極めて重要である。

さらに、沖縄振興計画の基本方向及び基本姿勢を踏まえて、離島を取り巻く時代の流れを的確に捉えるとともに、今後、多様化するニーズに適切に対応しうる社会システムを構築していく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、新たに長期的、総合的な観点に立って離島の将来を展望し、その振興の方向と施策の在り方を明らかにするために策定するものである。

## 第2節 計画の性格

この計画は、「沖縄振興計画」の基本方向に沿って離島の振興を図るために策定する総合的計画であり、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては離島振興施策の基本となるものであり、市町村及び民間部門においてはその自発的活動の指針となるものである。

## 第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成14年度から平成23年度までの10か年とする。

## 第4節 計画の目標

この計画においては、住民の創意、豊かな自然や独特の文化など離島の有する特性を積極的に生かしつつ、自立的発展のための基礎条件を整備するとともに、我が国の社会経済、文化の発展及び国民の総合的な健康保養に寄与する特色ある地域として整備を図り、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会を実現することを目標とする。

## 25 過疎地域自立促進特別措置法（抜粋）

（平成12年3月31日法律第15号）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

#### （過疎地域）

第2条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（次号において「財政力指数」という。）で平成8年度から平成

10年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.42以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口から当該市町村人口に係る昭和45年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「35年間人口減少率」という。）が0.3以上であること。

ロ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.24以上であること。

ハ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.19以上であること。

二 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成18年度から平成20年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.56以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口から当該市町村人口に係る昭和55年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成17年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「45年間人口減少率」という。）が0.33以上であること。

ロ 45年間人口減少率が0.28以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.29以上であること。

ハ 45年間人口減少率が0.28以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.14以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和55年の人口から当該市町村人口に係る平成17年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和55年の人口で除して得た数値が0.17以上であること。

2 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

## 第5章 雑則

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)

第32条 この法律の規定は、平成8年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、第2条第1項第1号中「平成8年度から平成10年度まで」とあるのは「第32条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前3箇年度内」と、「平成7年の人口から」とあるのは「第32条に規定する国勢調査が行われた年（以下「基準年」という。）の人口から」と、「昭和45年」とあるのは「基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「0.1」とあるのは「0.1を25で除して得た数値に基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「昭和35年」とあるのは「基準年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成7年の人口を」とあるのは「基準年の人口を」と、「0.3」とあるのは「0.3を35で除して得た数値に基準年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「0.25」とあるのは「0.25を35で除して得た数値に基準年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成7年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が0.24」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が0.24」と、「同年の人口で除して得た数値が0.15」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が0.15」と、「0.19」とあるのは「0.19を25で除して得た数値に基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。